

総合事業に係るQ & A

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
1	全般	指定の有効期間	介護保険課 居宅指定係	総合事業における訪問サービス及び通所サービスの指定の有効期間は何年か。	指定の有効期間は、原則6年です。ただし更新手続き事務簡略化のため、同一法人が本体事業(訪問介護や通所介護)又は予防専門型サービス、基準緩和型サービスを一体的に運営する場合の指定の有効期間は、先に指定を受けているサービスの指定の有効期間となります。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
2	全般	サービス 利用関係	介護保険課 指導係 地域ケア推進課 地域支援係	認定申請の結果、非該当になった場合は総合事業の利用ができないか。	認定申請の結果、非該当の方については、基本チェックリストを実施し、その結果、事業対象者となれば、介護予防ケアマネジメントを経て総合事業のサービスを利用することができます(65歳以上のみ)。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
3	全般	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	予防専門型サービス、基準緩和型サービス(生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)の対象者の振り分け基準はどのようになりますか。	要支援者及び事業対象者については、利用者の状態に合わせて、予防専門型サービス又は基準緩和型サービス(生活支援型訪問、ミニデイ型・運動型通所サービス)の利用に振り分けていただくこととなります。振り分けにあたり、予防専門型サービスを利用する「状態像の目安」を示しておりますので、NAGOYAかいごネットにより詳細をご確認ください。 適切なケアマネジメント結果により、「状態像の目安」に該当した場合については、従来の介護予防サービスと同等のサービスを提供する予防専門型サービスの利用ができます。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
4	全般	実施地域	介護保険課 居宅指定係	訪問介護や通所介護と予防専門型サービスもしくは基準緩和型サービスの通常の事業の実施地域を別々に設定することは可能か。	可能です。ただし、運営規程にそれぞれ通常の事業の実施地域が異なる旨を明記しておく必要があります。なお、総合事業については、市内在住の方のみが利用対象となるため、市外を実施地域に含めることはできません。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
5	全般	加算関係	介護保険課 居宅指定係 地域ケア推進課 地域支援係	総合事業における処遇改善加算は、引き続き加算方式で対応するのか。	「予防専門型訪問サービス」「予防専門型通所サービス」については加算方式となります。 それに対し、「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」については、設定した報酬単価の中に処遇改善分が加味されていますので、加算方式ではありません。なお、「運動型通所サービス」については、処遇改善加算の概念がありません。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
6	全般	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	総合事業のサービスのうち、併用可能なサービスの組合せを教えてください。 ①「予防専門型訪問サービス」と「生活支援型訪問サービス」は併用できますか？ ②「予防専門型通所サービス」、「ミニデイ型通所サービス」、「運動型通所サービス」のうちの複数を利用することはできますか？ ③予防専門型訪問サービスと予防専門型通所サービスは併用できますか？ ④予防専門型訪問サービスとミニデイ型通所サービスは併用できますか？ ⑤予防専門型訪問サービスと運動型通所サービスは併用できますか？ ⑥生活支援型訪問サービスと予防専門型通所サービスは併用できますか？ ⑦生活支援型訪問サービスとミニデイ型通所サービスは併用できますか？ ⑧生活支援型訪問サービスと運動型通所サービスは併用できますか？	訪問サービスのいずれかと通所サービスのいずれかを併用することは可能です。 ①②は、包括報酬制度の種別が含まれますので、併用は不可能です。 ③～⑧は併用可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
7	ケアマネジメント	ケアマネジメントの種類	地域ケア推進課 地域支援係	予防専門型通所サービス(ケアマネジメントA)と生活支援型訪問サービス(ケアマネジメントB)を利用している場合、ケアマネジメントはA、Bいずれとなるか。	左記の場合は、ケアマネジメントAとなります。 なお、福祉用具等の介護予防給付が含まれる場合は、介護予防支援となります。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
8	ケアマネジメント	ケアマネジメントC	地域ケア推進課 地域支援係	初回のみケアマネジメント(ケアマネジメントC)は、誰がどのような内容で行い、記録はどれくらいの期間保管すればよいか？	いきいき支援センターの職員が、いきいき支援センター窓口等で又は居宅訪問によりアセスメントを実施します。 書類は、サービス提供の完結から5年間保存です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
9	生活支援型訪問	サービス内容	介護保険課 指導係	介護保険のサービスではできないサービスとできないサービスがあるが、生活支援型訪問サービスについても同等と考えてよいのか？(介護保険でできない草むしりや大掃除など…)	介護保険制度の「訪問介護」における「生活援助」を行うサービスであり、同等と考えていただければ結構です。草むしり、大掃除などは、介護保険制度のサービス内容には含まれません。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
10	生活支援型訪問	従業者の要件	介護保険課 居宅指定係	訪問事業責任者及び従業者の資格要件にある「一定の研修受講者等」とは何か。 また、その従事形態の「賃金労働者」とは何か。	生活支援型訪問サービスの訪問事業責任者及び従業者の資格要件にある「一定の研修受講者等」とは、平成27年10月から本市が実施する「名古屋市長高齢者日常生活支援研修」、非営利法人等が実施する「当該研修と同等の研修」の修了者のことです。 また、従事形態の「賃金労働者」は、生活支援型訪問サービスの従業者がボランティアではなく雇用契約を締結した「賃金労働者」である必要があることを指しています。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
11	生活支援型訪問	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	状況に応じ週3回のサービス提供をしてもよいか？	予防専門型訪問サービスと同様に、要支援2の利用者であり、かつ、いきいき支援センターが作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」に「週2回を超える」サービスが必要と位置づけられた方については、「週2回超」の報酬単価を算定することになります。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
12	予防専門型通所 ミニデイ型通所 運動型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスの利用にあたり、ミニデイ型通所サービスや高齢者サロンとの併用は出来るのか？	総合事業における第1号通所事業(予防専門型、ミニデイ型、運動型通所サービス)のいずれかを利用している場合、他の通所サービスの利用はできません。 それに対し、高齢者サロンについては、一般介護予防事業として実施するものであり、また、住民の自主活動として位置づけられるものですので、総合事業のみならず介護サービスと併用することが可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
13	予防専門型通所 ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	同一場所で、通所介護と予防専門型通所サービスを実施する場合、職員の兼務は可能か。 また同一場所で、通所介護と基準緩和型通所サービスを実施する場合、職員の兼務は可能か。	いずれの場合についても、同一場所で一体的に行う場合は、それぞれに従事が可能で兼務とは考えません。 他の場所で行う場合は、時間を分ければ兼務は可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
14	ミニデイ型通所	サービス内容	地域ケア推進課 地域支援係	プログラム内容について、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すのであれば、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」に沿った機能訓練にとらわれず、独自のプログラムを行ってもよいか？	ミニデイ型通所サービスは「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の活用を基本方針としているので、実施する必要があります。 ただし、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の中に、フリープランの時間を設定していますので、その時間は独自のプログラムの実施が可能です。 また、このプログラムは1日約2時間で行っていただくものであり、時間に余裕があれば独自のプログラムを追加していただくことも可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
15	ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	他事業を行う場所(特養、接骨院など)であっても、基準緩和型サービスを提供する区画が別であればサービス提供は可能か。	実施するにあたり、区画が別にあること、動線など支障がないことなどを事前に確認した結果、所管する部署の許可が得られれば可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
16	運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	接骨院でのサービス提供については、施術室でも可能か？	接骨院で実施する場合、施術室での実施はできません。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
17	ミニデイ型通所 運動型通所	人員基準	介護保険課 居宅指定係	基準緩和型通所サービスの管理者は、同一建物内の「通所介護事業所」の管理者と兼務してよいか。 また、基準緩和型通所サービスの従事者との兼務や、同一建物内の「通所介護事業所」の管理者以外の職種との兼務は可能か。	基準緩和型通所サービスを通所介護と一体的に行う場合、「通所介護+ミニデイ型通所サービス(一体型)もしくは運動型通所サービス(一体型)」全体を通して1人の管理者と考えるため、両者の管理者を1人で行うことは兼務にもならないと考えます。 従って、後段の質問については、当該管理者ははまだ1職種しか行っていないことから、他の職種を1つまで兼務可能です。ただし、管理者として支障がない場合に限りです。	平成28年5月27日
18	予防専門型通所 ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	通所介護事業所において、基準緩和型サービスを実施する場合、利用者定員の設定はどうなるか。	通所介護と基準緩和型サービスを一体的に実施する場合においても、利用者定員の設定は以下のように分けて設定する必要があります。 ①通所介護と予防専門型通所サービス ②ミニデイ型通所サービス(3名以上) ③運動型通所サービス	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
19	ミニデイ型通所 運動型通所	指定関係	介護保険課 居宅指定係	他市の被保険者が利用する、市内の訪問介護もしくは通所介護事業所について、他市の基準緩和型サービスの指定を受けることは可能か。	市外の基準緩和型サービスの指定を受けることの可否については、指定を行う各自治体にお問い合わせ下さい。なお、指定を受けられる場合、通所系サービスについては、定員の設定に関して以下の点にご留意ください。 他の自治体の基準緩和型サービスの指定を受ける場合は、さらに別の定員を設定する必要があります。 例えば他市の基準緩和型サービスも本市同様利用者1名あたり3㎡の機能訓練室を必要と仮定すると、事業所の機能訓練室が45㎡の場合、同時に受入れ可能な利用定員の上限は15名となります。従って定員15名を各サービスで割り振る必要があるため、通所介護・介護予防通所介護・予防専門型通所サービスを10名、ミニデイ型通所サービス3名、運動型通所サービス1名、他市の基準緩和型サービス1名等のような設定を行う必要があり、各サービスに定める定員を超えて利用者の受入れを行うことはできません。 なお、本市以外に所在する事業所が、本市の基準緩和型サービスの指定を受けることは可能ですが、上記と同じ取扱いとなります。	平成28年5月27日 平成30年1月29日一部修正
20	ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	通所介護事業所において、通所介護のサービス提供時間外に基準緩和型サービスを実施することは可能か。	可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
21	運動型通所	サービス 利用関係	地域女子推進課 地域支援係	原則6か月の原則とは？	一心身の状態の改善により、6か月未満で利用を終了することはできますが、6か月以上は継続できません。 ただし、サービス開始前において事業所の定休日等の事情により、6か月間に24回の実施が計画できない場合に限り、24回目に到達するまで利用することはできるものとします。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正 令和2年4月1日削除

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
22	運動型通所	サービス利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	参加者のモチベーションアップとコミュニケーションを重視するために、開催時期(12回分)を同一に設定し集団で実施することは可能ですか？	可能です。 ただし、どの事業所を選択するか、いつから事業を開始するかは利用者の希望によるので、集団で実施するために利用者の方を長期間待たせるようなことのないようにしてください。	平成27年12月8日
23	運動型通所	利用日の振り替え	地域ケア推進課 地域支援係	お休みされた場合は必ず振り替えが必要か？	振り替えについては、特に必要ありませんが、振り替える場合は、利用予定日の前後1週間の範囲内、かつ当該サービス事業の営業日であれば可能とします。なお、振り替えは利用期間内としますので、開始日及び終了日を越えてご利用いただくことはできません。 (例:利用予定日が7/5(水)の場合、振替可能な範囲は6/29(木)から7/11(火))	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
24	運動型通所	サービス提供時間	地域ケア推進課 地域支援係	提供時間1時間～1時間30分程度とありますが、3時間の提供は可能か？	利用者の同意を得れば提供は可能ですが、運動型通所サービスは1時間～1時間30分のサービス提供を想定し単価等を設定していますので、時間延長による加算等は想定していません。	平成27年12月8日
25	運動型通所	送迎	地域ケア推進課 地域支援係	送迎の有無はどうなりますか？実費請求は可能でしょうか？	運動型通所サービスでは自分で事業所まで通える方の利用を想定していますので、送迎に係る費用は報酬に含まれていません。 なお、事業者の判断による送迎の実施を妨げるものではありませんが、利用者への費用請求はできません。(道路運送法に抵触する可能性があります。)	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
26	全般	サービス利用関係	介護保険課 指導係	「提供拒否の禁止」条項については、国のガイドラインに沿って削除されているが、事業所側が「この利用者は自分の事業所としてふさわしくない(例えば、わがままな性格等)」と判断すれば、事業所側から利用を断っても全く問題ないのか。 そうだとすると、性格的に難がある方は、結果的に「提供拒否の禁止」条項のある「予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービス」を利用することになるのか。	「提供拒否の禁止」については、サービスを提供する従業員の研修時間も緩和されていることに鑑み、技術等の問題によって対応出来ない場合も想定されることから、基準より削除されているものです。よって当該サービス事業所において提供が困難である場合は拒否することも可能です。 しかしながら、予防専門型サービスにおいては「提供拒否の禁止」条項が存在するため、一体的に運営をされている場合は、予防専門型サービスにおいて対応することも想定されます。	平成28年5月27日
27	全般	請求関係	介護保険課 指導係	要支援1・2の方が総合事業の訪問サービスを利用している場合に、状態悪化等により途中で福祉用具貸与や訪問看護等の介護予防サービスの利用に変更できるか。また、その逆の場合はどうなるのか。 総合事業における月額包括報酬の日割りの算定方法は予防給付と同様か。	介護予防サービス及び総合事業サービスともに月途中から利用開始(中止)することは可能です。 総合事業については、予防給付と異なり、利用者と契約開始や契約解除した場合に日割りの算定が可能です。厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」I-資料9を参照してください。	平成28年5月27日
28	全般	サービス利用関係 請求関係	介護保険課 指導係	基本チェックリストによる手続きを進めておけば、認定審査の結果、「非該当」と判定された場合に「総合事業」の請求は可能となるのか。	要支援認定申請と同時に基本チェックリストを行い事業対象者に該当した場合や事業対象者が要支援認定申請をした場合、認定結果が「非該当」であっても、暫定プランで利用した総合事業サービスは、事業対象者として算定が可能です。一方、暫定利用した予防給付サービスについては、全額自己負担となります。	平成28年5月27日

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
29	全般	請求関係	介護保険課 指導係	事業対象者が要支援認定を申請後(申請と同時に基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当した場合を含む。)、総合事業サービスを利用し、要介護認定が出た時の取扱いはどうなるのか。	要介護認定者は総合事業サービスを利用することができませんが、介護給付サービスの利用を開始するまでの間は、事業対象者のまま取り扱うことで総合事業としての請求が可能です。その際には「要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書」を区役所・支所に提出することが必要です。	平成28年5月27日
30	全般	請求関係	介護保険課 指導係	事業対象者が要支援認定の申請後に、介護予防支援の暫定プランに基づき、訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護と判定された場合はどうなるのか。	別添参考資料「総合事業ガイドライン案に係るQ&Aについて」のとおり、事業対象者のまま取り扱う場合は、訪問サービス分を総合事業として請求できますが、福祉用具貸与分は全額自己負担となります。 一方、要介護者として取り扱う場合は、福祉用具貸与分は給付対象となりますが、暫定利用した総合事業サービスが全額自己負担となります。ただし、予防専門型サービスに限り、従来の暫定ケアプランと同様のみなし対応を可能とします。	平成28年5月27日
31	全般	請求関係	介護保険課 指導係	No.30において、事業対象者が要支援認定申請後に訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護と判定された場合には、「予防専門型サービスに限り従来の暫定ケアプランと同様のみなし対応を可能とする」旨が示されているが、要支援者が区分変更申請後に訪問サービスを利用していたところ、要介護と判定された場合にも、区分変更申請日以降の訪問サービスについて、予防専門型サービスであれば、従来の暫定ケアプランと同様のみなし対応が可能となるのか？	お見込みのとおりです。	平成28年6月28日
32	全般	監査・指導	介護保険課 指導係	総合事業についても、名古屋市による実地指導や監査は行われるのか。	他の介護保険指定サービスと同様、実施致します。	平成28年5月27日
33	全般	その他	介護保険課 指導係 地域ケア推進課 地域支援係	第2号被保険者は総合事業を利用できないのか。	第2号被保険者についても、要支援者であれば介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。 一般介護予防事業については、原則65歳以上の方の利用となります。	平成28年5月27日 平成30年1月29日一部修正
34	全般	指定関係	介護保険課 居宅指定係	A市の被保険者は、B市の総合事業を利用できるのか。(住所地特例者を除く) また、B市の事業所を利用するA市の被保険者は、A市の総合事業を利用できるのか。	A市の被保険者は、B市の総合事業を利用することはできません。 A市の被保険者は、A市の指定を受けた事業者(A市以外に所在する事業者を含む)により、A市の総合事業のみを利用することができます。	平成28年5月27日 平成30年1月29日一部修正
35	全般	その他	介護保険課 指導係	滞納者への給付制限の取扱いはどうなるのか。	総合事業は給付制限の対象外とします。 被保険者証に給付制限の記載がされている場合は、介護給付及び介護予防給付は給付制限の対象となりますが、総合事業については給付制限の対象とはなりません。	平成28年5月27日

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
36	ケアマネジメント	担当件数	介護保険課 指導係	1名の介護支援専門員のケアプランの持ち件数は、35件が標準とされているが、ケアマネジメントA・B・Cは何件として数えればいいのか？	ケアマネジメントA及びBについては、ケアマネジメントごとに0.5件として考えます。それに対し、ケアマネジメントCは、初回ケアマネジメントを実施するのみであるため、件数に算入する必要はありません。 なお、ケアマネジメントA及びBの作成によって1名の介護支援専門員のケアプラン作成数が39名を超えた場合であっても報酬の通減とはなりません、当該通減規定の趣旨を踏まえ35名を超えないように介護支援専門員を配置することが望まれます。 また、ケアマネジメントA・B・C以外のケアプラン作成(居宅介護支援+介護予防支援)により40件以上となった場合は、通減規定が適用されるため注意してください。	平成28年5月27日
37	ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	地域ケア推進課 地域支援係	ケアマネジメントA及びケアマネジメントBをいきいき支援センターが居宅介護支援事業所に委託する場合、初回の介護予防ケアマネジメント時にはいきいき支援センターがアセスメント又はサービス担当者会議に立ち会うことが必要か。	委託先の居宅介護支援事業所が実施するアセスメント又はサービス担当者会議に立ち会うことが必要です。	平成28年5月27日
38	予防専門型訪問 予防専門型通所	指定関係	介護保険課 居宅指定係	現在、名古屋市の被保険者が利用している市外の訪問介護もしくは通所介護事業所につき、名古屋市の予防専門型サービスの指定を受けることは可能か。	名古屋市内在住の名古屋市被保険者が利用する場合は、所在市町村とは別に、名古屋市に対して新規指定申請をしていただければ可能です。 なお、平成27年3月31日時点で「介護予防訪問介護」もしくは「介護予防通所介護」の指定を受けていた市外の事業所については、現在、「予防専門型訪問サービス」もしくは「予防専門型通所サービス」のみなし指定がありますが、平成30年3月31日で指定が終了するため、4月1日以降もサービス提供を行うためには指定更新手続が必要となります。 ※「予防専門型通所サービス」のサービスコードについて、本市では一般的なA5ではなくA6を使用するため、みなし指定事業者であってもA6を使用するための届出が別途必要となります。	平成28年5月27日
39	予防専門型訪問 生活支援型訪問 予防専門型通所	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	予防専門型訪問、生活支援型訪問、予防専門型通所サービスについて、基本報酬の中に、「週2回程度以上」との区分があるが、これは「週2回」利用を前提としているのか、それとも「週2回～週7回」利用もありうるということか？ なお、後者の場合、包括報酬の趣旨から民民の任意の金額を追加で徴収することはできないのか？	「週2回～週7回」利用もありうることを前提としています。 なお、追加の金額徴収については、いきいき支援センターが作成するケアプランの中に元々週3回以上のサービス利用がその必要性から計画されている場合は不可であり、逆に週2回しか計画されていないにも関わらず本人のたつての希望等で余分に利用している場合には、総合事業とは関係のない任意の民民サービスと捉えますので追加の金額徴収も可能です。	平成28年5月27日
40	予防専門型訪問 生活支援型訪問	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	要支援2の方が、下記の訪問サービスを利用する場合、身体介護部分につき「予防専門型訪問サービス」、生活援助部分につき「生活支援型訪問サービス」の両方を利用することになるのか。 ・入浴等の身体介護を週1回 ・調理、掃除、洗濯等の生活援助を週2回	「予防専門型訪問サービス」及び「生活支援型訪問サービス」ともに月当たりの包括報酬制度であることから、いずれかし利用することはできません。 なお、ご質問のように、当該月に1回でも身体介護が必要とのアセスメント結果となれば、「予防専門型訪問サービス」による提供となります。	平成28年5月27日
41	予防専門型訪問	加算関係	介護保険課 指導係	予防専門型訪問サービスの「初回加算」について、下記の場合に加算の対象となるのか。 ①要介護で訪問介護を利用していた方が、要支援と判定され予防専門型訪問サービスを利用することとなった場合 ②生活支援型訪問サービスを利用していた方が、予防専門型訪問サービスを利用することとなった場合	いずれの場合においても、初回加算の対象となります。	平成28年5月27日 平成30年1月29日一部修正

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
42	予防専門型訪問 生活支援型訪問	人員基準	介護保険課 居宅指定係	予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの利用者数は、サービス提供責任者の配置基準に含まれるか。	予防専門型訪問サービスの利用者は含まれますが、生活支援型訪問サービスの利用者は含まれません。	平成28年5月27日 平成30年1月29日一部修正
43	生活支援型訪問	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	生活支援型訪問サービスについては、最低何分のサービス提供から算定できますか。	1回当たりのサービス提供時間については、概ね45分～1時間程度としており、ケアプラン・計画において必要な程度の量が位置づけられると考えております。一概に何分以上という概念はありませんが、極端に短い時間のサービスはケアプラン上ありえないと考えております。	平成28年5月27日
44	生活支援型訪問	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	厚生労働省より通知されている「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(平成12年3月17日老計第10号)」における自立支援のための見守りの援助は生活支援型訪問サービスで提供することは可能なのか。	生活支援型訪問サービスについては、当該通知内の「2生活援助」のみを可としています。 従って、利用者を常時見守りつつ家事等を利用者とともに 行う行為については、身体介護に該当し生活支援型訪問 サービスで提供することはできません。 身体介護が必要な場合は、「予防専門型訪問サービス」の 利用をしていただくことになります。	平成28年5月27日 平成30年1月29日一部修正
45	生活支援型訪問	人員基準	介護保険課 居宅指定係	生活支援型訪問サービスの人員基準にある「一定の研修受講者」とは名古屋市長齢者日常生活支援研修修了者以外に何があるか。	名古屋市長齢者日常生活支援研修以外には、非営利法人等が実施する当該研修と同等の研修があり、その同等研修の修了者も生活支援型訪問サービスのサービス提供が可能となっています。	平成28年5月27日 平成30年1月29日一部修正
46	予防専門型通所	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	予防専門型通所サービスは、要支援1は週1回しか使えないことでよいか。	予防専門型通所サービスの場合、要支援1、事業対象者の方が週1回しか使えないわけではなく、アセスメントの結果、ケアプラン上、週2回の利用が必要であるということが明確であれば、週2回のご利用もいただけるものです。ただし、報酬については、週2回利用であっても要支援1、事業対象者の方は週1回程度の区分で請求いただく形になります。	平成28年5月27日
47	ミニデイ型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	入浴可(ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし)とあるが、ミニデイにおける入浴とはどのような想定をしているのか。	ミニデイ型通所サービスの利用者としては、利用者自身で入浴が可能な状態の方を想定していますので、大浴場形式であれば多人数で、個室形式であれば個別で入浴いただくことを想定しています。	平成28年5月27日 平成30年1月29日一部修正
48	全般	指定関係	介護保険課 居宅指定係	総合事業の開始により、指定事業所の番号はどうなるのか？	新たに予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの指定を受けた場合、「23A～」の介護保険事業所番号が付番されます。ただし、指定申請を行う事業所が一体的に運営する事業に既に「23A～」の番号が付番されている場合(他市町村から付番されたものも含む。)、その番号を使用します。 ※詳細は別添参考資料「事業所番号及びサービスコードについて」をご参照ください。	平成28年6月8日 平成30年1月29日一部修正

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
49	全般	サービス利用関係	介護保険課 居宅指定係	第1号事業(予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)に係るサービスの解釈通知等は、訪問介護及び通所介護の解釈通知を準用することで良いか。	人員基準や介護報酬を定めた要領も国の省令等を準用しておりますので、解釈通知に関しても「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等を準用しますが、基準緩和サービス(生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)については、「提供拒否の禁止」はありません。	平成28年6月8日
50	全般	請求関係	介護保険課 指導係	次の場合、どのように月額包括報酬の日割り算定を行うのか？ ①月途中より新規で予防専門型通所サービスを利用する場合 ②予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合。 ③月額包括報酬のサービスを利用中の方が、月途中から月末まで入院をした場合。 ④前月まで予防専門型訪問サービス、今月から生活支援型訪問サービスを利用する場合。 ⑤総合事業サービスを利用している者が、翌月から別の事業所で、同一種類の総合事業サービスを利用する場合。	①予防専門型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日(本市いきいき支援センターにおいては、利用開始予定日を契約日とみなすことを標準的な取扱いとしている。以下同じ)を起算日として日割りの算定を行います。 ②ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。 ③入院は、日割りの要件ではないため、入院を契機に契約を解除したような事情がない場合は月額で請求が可能。 ④予防専門型訪問サービスは、契約を解除した場合には契約解除日を起算日とする日割り、生活支援型訪問サービスは契約日を起算日とする日割りとなります。 ⑤総合事業サービスに係る利用者と変更後の事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。	平成28年6月8日 平成30年1月29日一部修正
51	全般	請求関係	介護保険課 指導係	予防専門型通所サービスのサービスコード表において、例えば運動器機能向上加算は「5002」と「5012」が設定される等、同一加算で2つのサービスコードが設定されているものがあるが、どちらを使用したらよいのか？	同一加算で2つのサービスコードが設定されている場合には、どちらを使用しても差し支えありません。(国保連合会における審査についても問題がないことを確認しています。)厚生労働省事務連絡においては、「1221 通所独自サービス/22(要支援2(週1回程度))」と「5012 運動器機能向上加算/2」とを組み合わせること等が想定されていますが、介護請求ソフトごとに設定されるサービスコードを使用していただければ結構です。	平成28年6月8日
52	ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	介護保険課 指導係	要支援者で例えば「予防専門型訪問サービス」と「介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)」を利用する方のケアプランについて、利用期間を1年間として作成した場合、ショートステイを利用しない月の請求はどうなるのか？また、その場合、ケアプランを変更しなければならないのか、それとも当初作成したケアプランを準用してもよいのか？	ケアプラン作成費用の請求について、サービス提供月に利用したサービスの組み合わせによって請求する区分が変わります。ご質問の場合、ショートステイを利用した月は「介護予防支援」として請求しますが、ショートステイを利用しない月については「介護予防ケアマネジメントA」として請求することとなります。 また、ショートステイを利用しない月におけるケアプランの取り扱いについては、当初作成したケアプランを準用して差し支えありません。	平成28年6月8日
53	ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係	ケアマネジメントAおよびBについて、ケアプランの自己作成は何故認められないのか？	国のガイドラインによると、「新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として、地域包括支援センターによって行われるもの」とされており、「ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。」とされておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	平成28年6月8日

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
54	ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	介護保険課 指導係	運動型通所サービスを利用される際、(事業所が行う)評価加算や自己評価・ユーザー評価参加加算などもケアプランに記載しておかないといけないのか？	「介護予防サービス利用票・提供票(第7表)」および「介護予防サービス利用票・提供票別表(第8表)」に記載してください。また、実際にサービスを提供する事業所においては、個別のサービス計画における目標や具体案を記載する欄へ加算について記載し、利用者への説明を行ってください。	平成28年6月8日 平成30年1月29日一部修正
55	ケアマネジメント	その他	介護保険課 認定係	基本チェックリストによる事業対象者が、要支援認定申請を行った結果、非該当となった。今までは、認定調査票等の情報提供を受けられなかったが、事業対象者の登録時にいきいき支援センターとケアプラン原案作成の委託契約を締結している場合、認定調査票等の情報提供を受けることは可能か？	情報提供制度は、ケアプラン(介護予防ケアマネジメント)作成のための制度です。要支援認定申請の結果、非該当となった場合、事業対象者としてサービスの利用を前提に、介護予防ケアマネジメントの作成に際して必要な場合に限り、情報提供が可能です。	平成28年6月8日
56	生活支援型訪問 ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	介護保険課 居宅指定係	生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスにおける「自己評価・ユーザー評価参加加算」が算定できる要件とは。	事業所が前年度において、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が行う「対象サービス」の名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業(以下「ユーザー評価」という。)に参加した場合に翌年度の1年間について加算を算定することが可能となります。なお、申込を行っただけでなく、利用者の有無に関わらず、少なくとも自己評価を行う必要があります。(令和元年度ユーザー評価(令和2年度加算)より適用) 例えば、生活支援型訪問サービスを訪問介護等と一体的に運営する事業所において、訪問介護と予防専門型訪問サービスのみユーザー評価に参加した場合、生活支援型訪問サービスにおいては、当該加算は算定できませんのでご注意ください。 なお、事業所が前年度のユーザー評価に参加しているかどうかは、以下の一覧表をNAGOYAかいごネットにて確認して下さい。 事業者向けページ>総合事業及びいきいき支援センター>〇年度自己評価・ユーザー評価参加加算算定可能事業所一覧	平成28年6月8日 平成30年1月29日一部修正 令和元年8月21日一部修正
57	ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	ミニデイ型通所サービスおよび運動型通所サービスにおける「介護予防改善加算」が算定できる要件は？	各サービス事業所がサービスを提供し、サービス終了月において、利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数(6か月が上限)を乗じた単位数を加算するものです。 詳細については「名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」をご確認下さい。	平成28年6月8日 平成30年1月29日一部修正
58	運動型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスを利用したいが、6か月間の利用期間中、1か月ほど本人の都合により利用できない期間があり、24回利用できなかった場合、どうなるのか？	運動型通所サービスの利用については、サービス利用開始日から起算して6か月間です。お尋ねの場合のように、利用者の都合により例えば24回に満たないからといって、利用期間の終期を1か月延長することはできません。なお、6か月とは、利用開始日から6か月まで(例:6/4～12/3)であり、利用期間内であれば回数が24回を超えても問題ありません。	平成28年6月8日 平成30年1月29日一部修正 令和2年4月1日削除

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
59	ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	介護予防改善加算は、いつの時点で加算されるのか？また、「名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」によると、ミニデイ型通所サービスの場合「介護予防改善加算を算定した場合、サービス利用者は、サービス終了月の翌月末日まで、予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスを利用できないものとする。」とあるが、1か月間サービスを利用していない事は誰がどのように確認するのか？	<p>介護予防改善加算については、サービス利用終了月の請求に加算されることとなります。(NAGOYAかいごネットに掲載の、参考資料1<介護予防改善加算>を参照)</p> <p>また、後段に関しては、いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所がモニタリングを実施し、介護予防改善加算の有無とミニデイ型通所サービス終了月の翌月以降のケアプランにおける予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスの利用予定を確認し、矛盾が無いように点検するよう、お願いいたします。</p> <p>※運動型、ミニデイ型ともに同じ。</p> <p>●記事の掲載場所: 事業者向け)総合事業いきいき支援センター関係>2総合事業Q&A http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00062695/280628sankousiryou.pdf</p>	<p>平成28年6月28日 平成30年1月29日一部修正</p>
60	ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスにおける介護予防改善加算について、ケアプラン策定時点においては6か月後のサービス利用終了月に利用者の心身の状態が改善するかどうかは未定であるが、「介護予防サービス利用票・提供票(第7表)」および「介護予防サービス利用票・提供票別表(第8表)」(以下「サービス利用票等」という。)の作成にあたり、「介護予防改善加算」は見込みで算定するのか？また利用者への説明及び同意はどのように行うのか？	<p>「介護予防改善加算」については、ケアプラン作成時に6か月後のサービス利用終了月に当該加算がつく前提で計画したうえで、サービス利用票等を利用者へ説明し、同意を得てください。また、介護予防改善加算の具体的な説明については、原則としてサービス提供事業所が重要事項説明時に実施するものとします。</p> <p>なお、サービス利用票等は、居宅訪問時に次回の訪問月までの予定分をまとめて交付することは差し支えありませんが、介護予防改善加算の対象とならないなど、プランに変更がある場合は、差し替えることとします。</p>	<p>平成28年6月28日</p>
61	運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスにおける評価加算はいつの時点で算定されるのか？また、評価加算におけるサービス利用票等の作成についても、介護予防改善加算と同様、見込みで算定するのか？	<p>評価加算については、サービス提供開始日から3か月経過時ごと及び6か月経過時において、評価実施月に算定されます。(NAGOYAかいごネットの記事を参照)なお、後段に関してはお見込みのとおりです。</p> <p>●記事の掲載場所: 事業者向け)総合事業いきいき支援センター関係>2総合事業Q&A http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00062695/280628sankousiryou.pdf</p>	<p>平成28年6月28日 平成30年1月29日一部修正 令和2年4月1日</p>

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
62	予防専門型訪問 予防専門型通所	請求関係	介護保険課 指導係	<p>①予防専門型訪問サービスについて、当初、週2回程度の(Ⅱ)型を算定していたものの、月途中で状況が変化して週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか？</p> <p>②に関連して、予防専門型訪問サービスについて、区分変更により月途中で要支援度が変更となった(要支援1⇔要支援2)ことを機に、週2回のサービス提供から週1回のサービス提供に変更した場合の報酬区分はどうなるのか？</p>	<p>①従来の介護予防訪問介護と同様、下記のように取り扱います。 「平成18年3月27日付け介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A (Vol.2) 5」の内容から変更はありません。 状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更することとなります。なお、その際、報酬区分については、定額報酬の性格上、月途中で変更する必要はありません。 なお、状況の変化が著しい場合については、翌月から、支給区分を変更することもあります。</p> <p>②区分変更により月途中で要支援度が変更となった場合であっても、報酬区分については、月途中で変更する必要はありません。 ただし、訪問サービスについて、要支援2であった者が週2回を超える程度の(Ⅲ)型を算定していた場合であって、月途中で、要支援1に変更となった場合は、認定日以降は週2回程度の(Ⅱ)型を算定することとなります。</p>	平成28年12月14日
63	予防専門型訪問 生活支援型訪問 予防専門型通所 ミニデイ型通所	請求関係	介護保険課 指導係	<p>次の場合、どのように月額包括報酬の日割り算定を行うのか？</p> <p>①介護給付の訪問介護を利用している要介護者が、認定更新時に要支援者と判定され、総合事業サービスを利用する場合</p> <p>②総合事業サービスを利用している者が、翌月から別の事業所で、同一種類の総合事業サービスを利用する場合</p>	<p>①総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。(新規で総合事業サービスを利用する場合と同様)</p> <p>②総合事業サービスにかかる利用者に変更後の事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。</p> <p>なお、契約日については、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」とおり、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いが定められておりますので、留意してください。</p>	平成28年12月14日 平成30年1月29日一部修正
64	予防専門型通所 ミニデイ型通所 運動型通所	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	介護予防通所リハビリテーションを利用している場合、通所サービスを併用できますか。	併用不可となります。	平成30年1月29日
65	運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスにおける評価加算は、アセスメントの結果において利用者の心身の状態が悪化している場合でも算定できるのか。	評価加算は、評価することで算定できる加算であり、利用者の状態像(改善、悪化などの状態)は、関係ありません。	平成30年1月29日
66	運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスにおける評価加算は、3か月、6か月経過時に、サービス利用者の状態について評価することで加算とのことだが、お休みされる日を見込んで前週に評価してもよいか。	3か月経過時における評価加算は、3か月経過時から多少前後しても構いませんが、6か月経過時サービス利用最終日の際は利用期間の最終日に評価を実施することが要件であり、前週の利用日に実施した評価では、評価加算を算定することはできません。	平成30年1月29日 令和2年4月1日一部修正

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
67	運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	サービス最終利用日にお休みされたが、心身の改善状況の確認のため、翌週に基本チェックリストによる評価を実施した。利用者の状態は改善されていたが、この場合、評価加算及び介護予防改善加算の算定はできないのか。	<p>評価加算は算定不可、介護予防改善加算は算定可とします。</p> <p>(例)6/4がサービス提供開始日、12/3が最終利用予定日であったが当日欠席(11/26が最終利用日となった)。12/5に基本チェックリストを実施(⇒結果は改善)。</p> <p>①12/5分の運動型通所サービス費:算定不可(サービス利用期間外のため)</p> <p>②評価加算:算定不可(最終利用日の12/3に欠席し、事後アセスメントができなかったため。)</p> <p>③介護予防改善加算:算定可(サービス利用期間外ではあるが、12/5に基本チェックリストを実施し、改善していることが確認できたため。)</p> <p>※介護予防改善加算請求月:11月分として請求(サービス利用期間外である12/5に基本チェックリストを実施しているが、サービス最終利用日である11/26の属する月である11月分として請求。前月分の算定にかかりますので、介護予防支援事業者と連携のうえ請求ください。)</p>	平成30年1月29日
68	ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスにおける介護予防改善加算について、サービスコードでは加算Ⅰ～Ⅵが存在するが、どのコードを選択すればよいのか。	<p>介護予防改善加算は、サービス利用終了時において利用者の状態が改善され、サービス終了後に当該利用者が他の通所サービスを利用していない(ミニデイ型通所サービスはサービス終了月の翌月末日まで、運動型通所サービスはサービス提供終了日から1か月間)場合に算定が可能となります。</p> <p>利用期間が3か月の場合は加算Ⅲ(150単位)、6か月の場合はⅥ(300単位)というように、1月あたり50単位とし利用月数分を乗じた単位数を最終月に算定します。</p> <p>なお、加算の算定にあたっては、NAGOYAかいごネットに掲載の、参考資料1<介護予防改善加算>を参照ください。</p> <p>●記事の掲載場所: 事業者向け)総合事業いきいき支援センター関係>2総合事業Q&A http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00062695/280628sankousiryou.pdf</p>	平成31年2月1日
69	ミニデイ型通所 運動型通所	利用期間	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスが終了したが、利用者の機能が低下した場合、本人が続けたい場合、どうしたらよいのか?	<p>ー運動型(ミニデイ型)通所サービス終了後のケアマネジメントの結果において、予防専門型通所サービスの利用対象者の日安に該当する場合等については、当該サービスを利用することができます。</p> <p>ー本人が継続利用を希望された場合も、当該サービスは短期集中的なプログラムであり、原則6か月の利用が上限となります。なお、サービス終了後、地域の高齢者サロン等の場で運動をしていただくなど平素の日常生活の中で自主的な活動につながることを目標としています。</p> <p>ー総合事業通所サービスの利用期間等については、かいごネットに掲載しています「総合事業における通所サービスの利用期間等について」をご確認ください。</p> <p>記事の掲載場所: 事業者向け)総合事業いきいき支援センター関係>1説明会資料、通知等(2)通知等http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/does/2016061700016/</p>	平成27年12月8日 平成31年2月1日一部修正 (類似のQAと統合) 令和2年4月1日削除

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
70	ミニデイ型通所 運動型通所	サービス利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	ミニデイ型通所サービス終了後に運動型通所サービスの利用を希望された場合、連続して運動型通所サービス利用をすることは可能か。	<p>—ミニデイ型（運動型）通所サービスを再度利用する場合は、いずれの基準緩和型サービスも利用していない期間が6か月経過していること、かつケアマネジメントにおいて利用の必要性が認められることを要件としています。</p> <p>—ただし、ミニデイ型（運動型）通所サービスの利用が初めての場合、サービス利用期間終了後のケアマネジメントにおいて、利用の必要性が認められる場合は、当分の間、ミニデイ型（運動型）通所サービス終了後にいずれの基準緩和型サービスも利用していない期間が6か月経過していても運動型（ミニデイ型）通所サービスの利用を可能とします。</p> <p>—この取り扱いは、当該サービスの初回利用時に限られるため、利用者の過去の利用状況も踏まえてプランを作成する必要があります。（初回かどうかは、サービス事業所ごとではなく、利用者ごとで判断するため、サービス事業所の変更があった場合でも利用回数は引き継がれます。）</p> 	平成31年2月1日 令和2年4月1日削除
71	ミニデイ型通所	人員基準	介護保険課 居宅指定係 地域ケア推進課 地域支援係	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」研修修了者が別事業所に勤めることとなった場合、修了証(写)は移行前の事業所名称が記載されたままのもので良いか。	修了証には、事業所の名称が記載されていますが、研修受講者個人に交付したものですのでお尋ねのように、勤務先が変更した場合もご使用いただくことができます。	平成31年2月1日
72	ミニデイ型通所	人員基準	介護保険課 居宅指定係 地域ケア推進課 地域支援係	事業所内唯一の「なごや介護予防・認知症予防プログラム」研修修了者の退職等により、事業所に研修修了者が不在となってしまう場合、直ちにサービス提供を中止し、廃止・休止の手続をとらないといけないか。	<p>事業所に「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の研修修了者が不在となった場合、事業所内の職員に次回開催される研修を受講させること、及び不在期間においても適切に事業運営することを誓約いただくことにより、一定期間において事業所の運営を認めることとします。</p> <p>研修修了者が不在となることになった時点で、速やかに介護保険課居宅指定係宛てに相談をお願いします。なお事業所に研修修了者が不在となる理由については、急な退職等のやむを得ない理由に限定します。</p>	平成31年2月1日
73	ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	事業所を変更することになったが、介護予防改善加算はどのようになるのか。	<p>変更前事業所:介護予防改善加算を算定するには、利用者が変更前事業所のサービス提供終了から1か月間は他のサービスを利用しなくても、改善された心身の状態を維持できることを主旨とした要件としているため、算定できない。</p> <p>変更後事業所:変更後事業所の利用開始時の心身の状態が終了時に改善され、他の算定要件を満たしていれば、変更後事業所の利用月数に応じた加算が算定できる。</p>	令和元年8月21日

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
74	全般	その他	介護保険課 指導係	保険料滞納者で、支払方法の変更(償還払い)の給付制限を受けている要 支援者が、予防給付と総合事業を利用する場合の給付管理やケアマネジ メント費の請求方法はどうか。	予防給付と総合事業を利用する要支援者は、予防給付(介 護予防支援)によりケアマネジメントの報酬が支払われること になる。 支払方法の変更(償還払い)の給付制限を受けている場合、 国保連に提出する給付管理票に給付サービスを載せるとエ ラーとなるため、給付管理票には総合事業のみを載せること となる。(ケアマネジメントに係る報酬は介護予防支援費であ るため、介護予防ケアマネジメント費は請求できません。) 予防給付サービス及び介護予防支援費については、償還払 いとなるため、利用者が全額(10割分)を支払い、区役所へ 支給申請を行うこととなる。	令和元年8月21日
75	ミニデイ型通所 運動型通所	その他	介護保険課 居宅指定係	施術所で開設する場合に施術室でのサービス提供は認められないとこと だが、どのような場所でサービス提供が認められるか。	一般的には施術所の営業時間外に待合スペースで運動型 通所サービス(ミニデイ型通所サービスは不可)を行うことが 想定されるが、それ以外にも ・同一フロアの別室 ・同一建物の別フロア ・隣接する建物 のうち、施術所の運営に影響がないと判断された場合には認 められる。	令和2年4月1日
76	ミニデイ型通所 運動型通所	更新判定	地域ケア推進課 地域支援係	利用期間を更新することはできるのか。	【初回利用】 サービス事業者は、3か月の利用経過時に基本チェックリスト の活用により、利用者の心身の状態を確認し、確認後当該基 本チェックリストの写しをいきいき支援センターに状況報告 (モニタリング)時に提出する。更新の可否の判定は、いきい き支援センターが行う。事業対象者相当の状態である場合 は、利用期間を更新することができる。 事業対象者非該当相当の状態である場合は、6か月以降の 更新不可とし、残り後半3か月間はサービス終了後の自主 的・継続的な取組への支援をする。 6か月時の判定においても更新不可判定となった場合はサー ビス利用終了となる。 【継続利用】 利用期間の更新は直近3か月。3か月毎の基本チェックリスト の活用による判定を行い、初回利用と同じ手順をとる。 事業対象者相当→更新可 事業対象者非該当相当→更新不可 更新不可判定が2回連続となった場合はサービス利用終了。	令和2年4月1日
77	ミニデイ型通所 運動型通所	更新判定	地域ケア推進課 地域支援係	委託ケースの更新判定は、どこが行うのか、その場合の更新判定の流れは どうか。	委託の場合は、委託を受けた居宅介護支援事業所が更新の 判定を行う。判定の流れについては、Q&A(NO.76)及び参考 資料「更新判定と基本チェックリストの流れ」を参照してくだ さい。	令和2年4月1日

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
78	ミニデイ型通所 運動型通所	ケアプラン作成	地域ケア推進課 地域支援係	利用期間を更新した場合のケアプランの作成時期はどうなるのか。	【初回利用】 6か月のプランを作成。 【継続利用】 ・ケアプランに位置づけられている当該サービスの利用期間終了時の判定結果が、更新可であれば、利用期間6か月のプランを作成。 ※利用期間更新は3か月であるが、次回の判定で更新不可となってもその後の3か月は利用可能であるため、6か月のケアプランに変更する。 ・ケアプランに位置づけられている当該サービスの利用期間終了時の判定結果が、更新不可の場合は利用期間3か月のケアプランに変更する。 ※連続して不可の場合を除く	令和2年4月1日
79	ミニデイ型通所 運動型通所	ケアプラン作成	地域ケア推進課 地域支援係	利用期間を更新した場合、ケアプランは変更するのか。	利用期間の変更のみの場合は、軽微な変更として取り扱うことができる。	令和2年4月1日
80	ミニデイ型通所 運動型通所	ケアプラン作成	地域ケア推進課 地域支援係	介護予防ケアマネジメント業務の流れにおける「評価期間の見直し」との相関関係はどうなるのか。	更新判定実施時に更新可の判定が継続する場合、概ね1年に1回評価を実施するとともに、更新判定の結果、サービスの終了(連続で更新不可)の判定となった場合など、計画の変更が必要となった場合には評価の実施が必要となる。	令和2年4月1日
81	ミニデイ型通所 運動型通所	更新判定	地域ケア推進課 地域支援係	利用期間を更新できるとしたことにより、事業の目的は変わるのか。	事業の目的は変わらず、利用者の心身状態の維持・改善を図り、利用終了後は自主的に継続して介護予防に取り組んでいただけるよう支援することを目指している。	令和2年4月1日
82	ミニデイ型通所 運動型通所	更新判定	地域ケア推進課 地域支援係	3か月ごとの判定により更新不可となった後、状態の悪化が見られた場合、再利用することはできるか。	当該判定の3か月後に実施する判定において、更新可であれば引き続き利用できる。	令和2年4月1日
83	ミニデイ型通所 運動型通所	更新判定	地域ケア推進課 地域支援係	利用期間中に事業所を変えた場合の更新判定はどうなるのか。	利用者が更新判定の時期に利用している事業者が基本チェックリストを実施し、利用者の心身の状態を確認後、当該基本チェックリストの写しをいきいき支援センターに状況報告(モニタリング)時に提出する。更新の可否の判定は、いきいき支援センターが行う。	令和2年4月1日
84	ミニデイ型通所 運動型通所	基本チェックリスト	地域ケア推進課 地域支援係	3か月ごとの判定において活用した基本チェックリストはどこに提出するのか。	写しを2部用意し、1部を事業者が保管し、もう1部をいきいき支援センターに状況報告(モニタリング)時に提出し、原本を従来通り地域ケア推進課に提出する。	令和2年4月1日
85	ミニデイ型通所 運動型通所	基本チェックリスト	地域ケア推進課 地域支援係	事業対象者の更新時にいきいき支援センター等が実施する基本チェックリストと基準緩和型通所サービスの利用期間の更新判定時に事業所が行う基本チェックリストの結果が異なる場合、どちらが有効か。	基準緩和型通所サービスの利用については、事業対象者であることが前提となっており、事業対象者非該当となった場合は、サービス対象者から外れるため、当該サービス及び他のサービスは利用できない。また、引き続き事業対象者となった場合には、事業所が実施する基本チェックリストの結果により当該サービスの更新の可否を判定する。	令和2年4月1日

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
86	ミニデイ型通所 運動型通所	更新判定	地域ケア推進課 地域支援係	更新回数の制限はあるのか。	事業対象者相当の心身の状態であれば更新できるので、更新回数の制限はない。	令和2年4月1日
87	ミニデイ型通所 運動型通所	更新判定	地域ケア推進課 地域支援係	3か月ごとの判定で更新不可となった場合、事業対象者の判定も非該当となるか。	3か月ごとに実施する基本チェックリストは、利用更新の可否を判定するものであり、事業対象者の判定更新のためではないため、取り消されるものではない。	令和2年4月1日
88	ミニデイ型通所 運動型通所	サービス利用	地域ケア推進課 地域支援係	サービス終了となった場合、当該利用者が利用している他のサービスはどうなるのか。	要支援1、2・事業対象者の認定及び判定が取り消されるものではないため、ミニデイ型・運動型通所サービス以外のサービスは利用できる。	令和2年4月1日
89	ミニデイ型通所 運動型通所	サービス利用	地域ケア推進課 地域支援係	サービス終了となった場合、再利用することはできるか。その場合、6か月あける必要はあるか。	サービスを再利用することは可。 但し、状態の改善により、自立した日常生活に取組むためサービス終了となったことを踏まえ、利用者の心身の状況の変化を十分アセスメントした上でケアマネジメントを必要時実施すること。尚、その際は6か月あける必要はない。	令和2年4月1日
90	ミニデイ型通所 運動型通所	サービス利用	地域ケア推進課 地域支援係	令和元年度中に利用期間が終了し、再度利用したい場合は、次回利用まで6か月間あける必要はあるか。	令和2年4月以降の再利用については、6か月あけなくてよい。 令和2年4月に、サービス対象者であり、介護予防ケアマネジメントによりサービス利用の必要性が確認され場合は、新たにサービス提供の手続き等を行うことにより利用できる。	令和2年4月1日
91	ミニデイ型通所 運動型通所	サービス利用	地域ケア推進課 地域支援係	初回利用において、サービス利用開始が令和元年度中でサービス終了予定が令和2年度になる場合の利用期間の更新はどうなるのか。	利用開始から3か月経過時に基本チェックリストの活用により、更新判定を行う。その後の手続きについては、QA NO.76「利用期間を更新することはできるのか」と同様。	令和2年4月1日
92	ミニデイ型通所 運動型通所	サービス利用	地域ケア推進課 地域支援係	利用者がサービス利用終了後、自主的・継続的に介護予防に取組むための支援とは何か。	利用終了後、自主的・継続的に介護予防に取り組めるよう、地域の高齢者サロン、保健センターや福祉会館といった地域資源の紹介や自宅でも実践できる取り組み（ホームエクササイズ等）の紹介をするなど、事業所・いきいき支援センター等関係機関が連携して支援していく。	令和2年4月1日
93	ミニデイ型通所 運動型通所	加算	地域ケア推進課 地域支援係	介護予防改善加算の算定の要件は変わるのか。	算定要件は変わらない。 算定可能なサービス提供月数は6か月であるため、終了から起算して直近6か月間について算定する。	令和2年4月1日
94	ミニデイ型通所 運動型通所	加算	地域ケア推進課 地域支援係	更新後の評価加算の算定はできるか。	更新後も算定可。サービス提供開始日から3か月経過時毎に算定できる。サービス利用最終月は従来通り、利用期間の最終日に算定する。	令和2年4月1日

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
95	ミニデイ型通所 運動型通所	プログラム	地域ケア推進課 地域支援係	6か月以降更新の場合、第2クール終了後、どのようにプログラムを実施すればよいか。	更新の場合、第1クールに戻り、繰り返しプログラムを実施します。 ただし、第1クールの事前アセスメントの省略、利用者の状態に応じたプログラム内容の変更など、プログラムの目的・趣旨に沿った形であれば、柔軟に実施していただくことも可能です。	令和2年8月19日
96	ミニデイ型通所 運動型通所	ケアプラン作成	地域ケア推進課 地域支援係	サービスの利用期間終了日以前に、認定の期限がある場合のケアプランの立て方を教えてもらいたい。	【ケース例】 運動型通所サービス、5月13日開始、8月中旬評価、11月13日評価(6か月目)、事業対象者有効期間～10月31日まで 最初のケアプランは10月31日までで作成、その後、事業対象者認定が更新された時点で、11月1日から11月13日まででケアプランを作成する。(6か月目の評価で、期間更新が可能な場合は、11月13日以降に「軽微な変更」で期間のみ延長する。)	令和2年8月19日
97	運動型通所	更新判定と評価加算	地域ケア推進課 地域支援係	前回判定が「非該当」で、今回の判定で、更新の可否が決まる場合、最終日に判定していると、更新可となった場合のプランの変更などの手続きの期間が非常に短い。事前に更新判定を行うことは可能か。	3か月経過毎の評価加算や更新判定のための基本チェックリストの実施については、実施日が多少前後しても構いません。 ただし、最終評価時の評価加算のみは、最終利用日に評価を実施することが要件であり、前週の利用日に実施した評価では、評価加算を算定することができません。	令和2年8月19日